

地方税電子申告サービス利用契約調達仕様書

1 契約名

地方税電子申告サービス利用契約

2 概要

地方税共同機構（以下「機構」）が運営している地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」）を介して、地方税の申告に関する業務等、「7 対象サービス」に掲げる業務処理を行うため、eLTAXにおける審査システム等を LGWAN-ASP 方式（LGWAN 回線を利用した ASP 方式によるコンピュータサービス）で使用するものとする。

なお、提供するサービスは平成 31 年 3 月 29 日総務省告示第百五十一号「地方税法施行規則第 24 条の 40 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（以下「技術基準」という）と同様のセキュリティ基準を実施していること。

3 契約期間

導入期間：契約締結日から令和 6 年 12 月 8 日まで

サービス利用期間：令和 6 年 12 月 9 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

4 入札額に関する事項

入札額は①・②の総額を 60 か月で割った額（月額）とする。

① システム導入費

② システム使用料（月額）の 60 ヶ月分（令和 6 年 12 月から令和 11 年 11 月分）

5 支払に関する事項

本契約に係る月額利用料は、システム導入費と、令和 6 年 12 月 9 日から令和 11 年 11 月 30 日までのシステム利用料を加算し、60（月）で除して得たものとする。

6 システム基本要件

- （1） 機構により認定委託先事業者として登録された事業者が提供し、かつ安定した稼働実績を有するものであること。
- （2） 機構が制定した eLTAX に関する各種規約、要綱、その他の仕様等に掲げる要件を満たすものであること。
- （3） 機構により構築された地方税ポータルシステム、並びに国税連携ポータルサーバに接続し、動作すること。
- （4） 審査システム操作端末（以下「審査クライアント」という。）と審査システム、並びに国税連携クライアント端末（以下、「国税連携クライアント」という。）と国税

データ受信サーバを接続する回線は、LGWAN 回線とすること。

- (5) データセンタについて、以下の要件を満たすこと。
 - ① 「ISO/IEC 27001 (ISMS)」、「ISO22301 (BCMS)」の認証を取得していること。
 - ② サーバ室への入退室に、バイオメトリクス認証を利用していること。
 - ③ 24 時間 365 日、有人監視を行うこと。
 - ④ 耐震/免震構造により、データセンタが立地する地域の最大予想震度でも継続使用可能であること。(構造耐震性能指標 (Is 値) ≥ 0.6)
 - ⑤ 3 つ以上の変電所からの受電により冗長化を実現していること。
 - ⑥ 停電が発生した場合、無瞬断でバッテリー給電に切り替わり電力が供給されること。
 - ⑦ 非常用発電機は、無給油での連続 72 時間運転が可能であること。
 - ⑧ オンサイト監視と遠隔地の監視センタによる二重監視を 24 時間 365 日での設備保守・運用をおこなっていること。
 - ⑨ 近隣の運用センタによる緊急サポート体制を整えていること。
- (6) 審査サーバより本県基幹税システムに、申告データ等 (申告・利用届出)、団体間回送データ (課税標準額通知)、共通納税データ (納付情報管理、納付情報) をダウンロードできるよう連携用データの作成を行うこと。また、本県基幹税システムより審査サーバに、プレ申告データ、団体間回送データ (課税標準額通知)、のアップロードができること。なお、審査サーバから基幹税システム、基幹税システムから審査サーバのサーバ間のファイル連携については基幹税システム側の機能にて実現するものとする。
- (7) 令和 7 年 1 月に本県基幹税システムの更改が予定されているため、更改後の本県税システム (以下「新県税システム」という。) とのデータ連携が実現できるよう、データ連携機能を提供すること。新県税システムの開発保守管理者と緊密な連携を図り、データ連携を実現できるようにすること。
- (8) 令和 6 年度に予定されている固定資産税 償却資産 (知事・大臣配分資産、大規模償却資産) 申告の電子化、その他申告申請手続の電子化 (令和 6 年度対応分) について、ASPサーバ設定、試験支援及び問い合わせに対応すること。

7 対象サービス

- (1) 審査サービス
- (2) 共通納税サービス
- (3) 国税連携サービス

8 業務内容

本業務の受注業者は、システムの導入及び運用に関し、以下に掲げる業務を行う。具体的な内容については、本県担当者と協議の上、決定するものとする。

1) 導入業務

(1) 作業スケジュールの作成

受注業者は、契約締結後速やかに本県または機構と審査システム等の導入に関して協議し、導入に係る作業実施計画を提出する。作業実施計画には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① クライアント等の設定変更に関すること。
- ② 審査システム等の総合運転試験に関すること。
- ③ データ移行作業に関すること。
- ④ その他、本県が導入業務において必要と判断すること。

(2) データ移行作業

機構が定める「リプレイス計画」や「データ移行マニュアル」等の仕様書及び機構の指示に従い、既存データの取込み作業を行う。なお、既存データの取り出し作業については、既存の認定委託先事業者が無償にて行う。データ移行対象範囲については、本県と受注業者、既存の認定委託先事業者にて協議の上、決定する。

(3) 審査システム及び国税連携システム設定

eLTAX サーバ等において、本県が利用するサービスを提供するために必要となる設定を行う。

(4) 審査クライアント及び国税連携クライアント等の設定

機構仕様書に基づき、必要なソフトウェアのインストール及び設定を行い、設定後はサーバクライアント間の接続確認試験を行う。接続確認試験は、機構より指定される総合運転試験の実施時期を踏まえ、本県と実施時期を調整の上、完了させること。

なお、クライアント端末については、機構仕様書におけるハードウェア要件及びソフトウェア要件を満たす端末を本県が用意する。

※令和7年1月より新県税システムでの業務となるため窓口等の業務端末の入れ替えを行う予定です。また、令和7年8月に職員が使用しているノートPCの更新を行う想定です。

(5) 総合運転試験の支援

機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本県が実施する総合運転試験についての支援を行う。

2) ASP サービスの提供

(1) 利用サービスの提供

「7 対象サービス」に掲げたサービスを本県に提供すること。

① 審査サービス提供範囲

- ・電子申告等における審査システムの利用
- ・電子申請・届出における審査システムの利用
- ・審査システムによる納付情報の受信機能

② 国税連携サービス提供範囲

- ・確定申告データ（e-Tax データ、KSK データ）等のダウンロード機能
- ・確定申告イメージデータ（KSK イメージデータ）のダウンロード機能
- ・確定申告データ等の検索、印刷、XML ファイルの CSV 変換機能
- ・団体間回送機能

なお、審査システム等については機構が公開している審査システム及び国税連携システムにかかる仕様書及びその他関連仕様書を満たす機能を有するものであること。

(2) サービス提供時間

審査サービス及び共通納税サービスの提供時間帯は、本番環境においては、国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた平日の午前8時30分から午後9時まで、試験環境においては同期間の午前10時から午後5時までの時間帯とすること。

国税連携サービスの提供時間は、機構が定める確定申告データ受信時間に準拠し対応すること。

(3) データ保存期間

審査システム等における各種データの保存期間は以下のとおりとすること。

- ・電子申告サービスに係るデータについて、サーバ内又は記録媒体等に7年間分保存する。
- ・国税連携サービスに係るデータについて、サーバ内又は記録媒体等に7年間分格納する（ただし、国税連携受信サーバは、データ保管用サーバではないため、バックアップ用の保管とする。）。また、移行データは機構の提供する移行ツールの仕様に基づく期間とする。

(4) 端末

審査クライアント及び国税クライアントの設置場所及び設置台数

| 設置場所 | 審査クライアント | | 国税クライアント | |
|----------------|----------|-----|----------|-----|
| | 本番用 | 試験用 | 本番用 | 試験用 |
| 税務課分室 | 6 | 2 | 6 | 2 |
| 総合県税事務所課税第1課 | 10 | 0 | 11 | 0 |
| 総合県税事務所課税第2課 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 総合県税事務所課税第3課 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 総合県税事務所納税課 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| 総合県税事務所広域滞納整理課 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 鹿角支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 北秋田支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 山本支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 由利支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 仙北支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 平鹿支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 雄勝支所 | 0 | 0 | 3 | 0 |
|------|---|---|---|---|

審査クライアント、国税クライアントに係るハードウェア及び必要なソフトウェアは本県において調達するものとする。上記端末については、今回の調達を契機に税務課分室6台の端末入れ替えを予定しているため、アプリケーション等のインストール作業が必要となる見込。また、令和7年8月に職員使用のノートPCの入れ替えが見込まれるため、その際にも端末設定作業を行うこと。作業期間については、本県担当者と調整を行うこと。

なお、調達したハードウェア及びソフトウェアの保守は、本県にて行う。

3) システム運用支援・保守業務

本県が審査サービスを利用するにあたり、下記業務内容について実施すること。

(1) 問い合わせの受付・サポート

運用時における本県からの問い合わせを受け付ける窓口（ヘルプデスク）を秋田市内に設置して対応すること。なお保守及びサポートを行う時間帯は次の通りとすること。

【保守サポート実施時間帯】

平日の午前9時から午後5時30分まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の間を除く。

(2) 監視

サービスの提供に要する環境（ハードウェア等）に対し、常時監視を行うこと。

(3) バックアップの実施

信頼性の保持、障害時対応等のためデータベース及び各種データ、イメージファイルを定期的にバックアップすること。

(4) 不具合・障害時対応

審査システム等の不具合及び障害発生時において速やかに修正・復旧が可能となる体制及び本県からの要請により速やかに現地において対応できる体制を秋田市内に敷き、その対応にあたること。また本庁舎での保守が必要な場合、受注業者又は受任者等が概ね30分以内にかけて、迅速に現地対応すること。

(5) 業務アプリケーションのバージョンアップ作業

定常機能改修に合わせ、サーバ側の業務アプリケーションのバージョンアップ作業を受注業者にて行うこと。

(6) 運用スケジュール

審査システム及び国税連携システムに関するサーバ運用スケジュールについて、毎月提供すること。

(7) セキュリティ対策

受注業者は、審査システム等において、技術基準を満たすセキュリティ対策を実施すること。また、総務大臣が指定する指定法人の定期的な監査を受け入れること。

(8) ログの保管と提供

利用契約期間中のログをサーバ内に保管し、契約終了時に本県に提供すること。

(9) 関連システムとの打合せ

税基幹システムとの定期・不定期の打合せについて、必要に応じて参画すること。

(10) 情報提供

受注業者は、機構から発信されるサービス追加等に係る情報をもとに、年1回以上説明会等を開催し、情報提供に努めること。

(11) その他

サービス提供開始後のクライアント環境のアップデート作業（OS、ブラウザのバージョンアップ、ウィルス定義ファイル、業務アプリケーションの更新）は本県で行う。

9 個人情報の取扱い

受注業者は、システム導入及びサービス提供の履行にあたり、個人情報の保護に留意し、本県個人情報保護条例等、本県の規則、規定、その他関連法令等を厳守すること。

10 その他

契約期間中に対応が必要となる機能追加対応について、支援内容や費用等については機構から示される情報等をもとに本県担当者と受注業者にて別途協議を行うこととする。

この仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合について、本県担当者と協議の上、定めるものとする。